

粉じん濃度測定結果の位置付け等について

1 粉じん濃度測定結果の位置づけ

ガイドラインでの粉じん濃度目標レベル設定の経緯、粉じん濃度・所要換気風量に関する基準、作業環境測定及びその趣旨等を踏まえ、以下の整理とすることによいか。

- (1) 粉じん濃度については、従来のガイドラインと同様、発散源対策及び換気装置等の工学的対策が適切かを判定する際の指標である「粉じん濃度目標レベル」と比較するための値として位置付けるべきではないか（資料 4-1 参照）。
- (2) 遊離けい酸濃度については、遊離けい酸ばく露低減の目標値を定め、測定された遊離けい酸濃度と比較し、ばく露低減措置を講ずる必要があるのではないか。なお、ばく露低減措置については、換気等の工学的対策による作業環境管理のみでは限界があるため、適切な防護係数を有する電動ファン付き呼吸要保護具の選択等の作業管理が必要ではないか（資料 4-1、資料 4-2 参照）。
- (3) 評価方法としては、昨年度の粉じん濃度の測定値の度数分布を踏まえると、全測定値の算術平均値と目標値を比較することによいか（資料 4-1 参照）。

2 新たな粉じん濃度測定に係る目標レベル

トンネル坑内の粉じん濃度に関する文献、トンネル坑内の換気手法に関する文献、換気以外の粉じん濃度低減方策に関する文献等を踏まえ、以下の方向で検討することによいか（資料 4-1 参照）。

- (1) 最新の粉じん測定の結果や、粉じん濃度低減に関する技術開発の進展を踏まえ、新たな粉じん測定に係る目標レベルは、実現可能な範囲で出来るだけ低い値を設定すべきではないか。
- (2) 目標レベルの適切な値を設定するためには、現状のトンネル工事での粉じん濃度の現状、換気装置や低粉じん吹付剤等の取り入れ状況をアンケート調査し、その結果を踏まえ、目標レベルの値の検討をすべきではないか。